

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

平成 2 9 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 3 日 会議録

平成29年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成29年6月23日(金)午前10時45分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	都市整備部長	木下研一
副町長	中口守可	教育次長	竹下雅樹
副町長	種村誠之	水道事業理事	鵜久森敦
教育長	笠間光弘	しあわせ創造部理事	波戸元雅一
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
総務部長	西啓介	都市整備部理事	家永淳
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	早野清隆
しあわせ創造部長	古橋重和	まちづくり戦略室 人事担当課長	廣田尚司
危機管理監	川端慎也		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	岸本保裕	議会事務局係員	池田雄哉
--------	------	---------	------

○会 期

平成29年6月6日から6月23日(18日)

○会議録署名議員

3番	和田勝弘	6番	松尾匡
----	------	----	-----

## 議事日程

- |      |           |                              |
|------|-----------|------------------------------|
| 日程第1 |           | 三常任委員長報告                     |
| 日程第2 | 追加議案第45号  | 平成29年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件      |
| 日程第3 | 追加議案第46号  | 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件        |
| 日程第4 | 追加議案第47号  | 副町長の選任について同意を求める件            |
| 日程第5 | 議員提出議案第3号 | 「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について |

(午前10時45分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時45分です。

本日の出席議員は12名、全員出席でございます。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

6月7日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、反保多喜男君。

○反保事業委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月7日の本会議において、本委員会に付託されました2件の議案については、6月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並び結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第41号、平成29年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第43号、町道路線の廃止及び認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、出口 実君。

○出口厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

6月7日の本会議において、本委員会に付託されました1件の議案については、6月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第41号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決をされました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○道工晴久議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を行います。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月7日の本会議において、本委員会に付託されました2件の議案については、6月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果については、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりであります。

議案第41号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第42号、平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について、私の委員長報告を終わります。

○道工晴久議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第41号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業、厚生、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業、厚生、総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての、総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号「町道路線の廃止及び認定の件」について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号「町道路線の廃止及び認定の件」について、起立により採決します。

本件についての、事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

---

○道工晴久議長 日程第2、追加議案第45号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第2、追加議案第45号、平成29年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

本補正予算につきましては、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を推進するために国から派遣され、ご尽力いただいた種村副町長が退職されることに伴い、後任として新たな副町長を迎えるための経費を計上いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ965万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,820万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に必要な財源として、財政調整基金繰入金950万5,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、特別職宿舍利用料15万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして965万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、新たに迎える副町長の人件費といたしまして給料、職員手当等、共済費を合計で841万4,000円。執務に必要な旅費、防災服などの消耗品費、宿舍借上料などを合わせて124万1,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君、どうぞ。

○中原 晶議員 質問させていただきます。

歳出の部分で、後ほどまた議案として提案されることにもかかわってくるんですけども、確認をさせていただきたいと思います。

移転料、いわゆる引っ越しにかかわる費用についてもここで計上されているのかどうかということと、今回、その点に限っては在職中の種村副町長とは異なる点ということになると思いますけれども、その引っ越し費用以外の部分については、基本的には在職中の副町長と同じ考え方に基づく待遇といえますか、条件といえますか、来ていただくに当たっての受け入れの態勢と捉えていいのかどうか確認をさせていただきます。お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 答えいたします。

移転料につきましては、次にご審議いただくわけですが、本件の予算の中におきましては、移転料は旅費の一つでございますので、普通旅費として計上の予定をさせていただいているところでございます。

また、移転料以外につきましては、内閣府の人材支援制度と今回の人事交流との違いの中では移転料以外は同じ趣旨で来ていただくと、同じ待遇で来ていただくというように考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、議案第45号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第3、追加議案第46号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」を議



題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第3、追加議案第46号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成29年7月から国土交通省との人事交流による割愛派遣を予定していることから、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、本条例に所要の改正を行うものであります。

地方創生事業全般の指揮統括者である種村副町長の後任として新たな副町長を迎えたく、国家公務員等の旅費に関する法律の規定と均衡を図る必要があることから、今回、国家公務員の旅費の規定に準じ、旅費の種類に移転料を追加し、所要の整備を行うものでございます。

移転料とは、国家公務員等が本町への赴任に伴い住居などの移転を必要とする場合、その距離に応じて定額により旅費の種類である移転料を支給するものでございます。

それでは、改正条文案をご説明いたします。お手元の議案第46号の裏面及び条例新旧対照表をご参照ください。

まず、第6条（旅費の種類）第1項中「食卓料」の次に「移転料」を加えております。

第9項及び第10項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ、第10項及び第11項とし、新たに第9項を設けて移転料の説明を加えております。

この内容は、本町への赴任に伴い、住所または居住の移転を必要とする場合、その路程等、距離に応じて定額により旅費の種類である移転料を支給するものでございます。

ただし、国や大阪府との人事交流で他府県から居住される場合にのみに限定しております。

なお、旧所属先、勤務先に復帰される場合は、復帰先の規定が適用されることとなります。

次に、第18条の次に新たに第18条の2移転料を設け、移転料の具体的な額を定めるものでございます。

第1項第1号においては、国家公務員に準じて、旧在勤地から岬町役場までの路程距離に応じ移転料を別表第3のとおり、定額と定めております。

第2号において、扶養親族を伴わず、単身赴任の場合はその半額と定めております。

第3号では、赴任の際に移転しなかった扶養親族が1年以内に移転する場合の移転料については、第2号に規定する額としております。

なお、括弧書きでは、扶養親族移転までの間に、さらに赴任があった場合については、各移転における合計額を支給することと規定しております。

第2項では、前項第3号の場合の扶養親族移転の際に本人に適用された移転料と異なる場合は、実際に扶養親族が移転した際に適用される定額を基礎として計算することと規定しています。

例えば、当該職員が勤務していた事務所が変わったため、本人に対して支給していた額と扶養親族に対して適用する額が異なる場合などを想定しているものでございます。

第3項では、公務上の必要、または天災その他のやむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができるものです。

最後に、附則といたしまして交付の日から施行とさせていただきます。

国の人事異動の内示が議会開催中だったため追加議案となりましたが、先ほどご審議いただきました一般会計補正予算（第2次）本条例の一部改正、その後の選任同意と新たな副町長を迎えるためのご審議が続きますが、何とぞご理解、ご協力を賜り、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま提案理由の説明をいただきました。

議案書の提案理由の中で、国土交通省との人事交流による割愛派遣、この文言なんですけど、見たのが初めてだったので、こういう制度があるのかなど。割愛というのをどう捉えたらいいのか。種村副町長のときはそうではなかったんじゃないかなと思うんですけど。

提案理由の鑑のところなので、もう少し詳しくわかったら内容について教えていただきたいと思えます。お願いします。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 答えいたします。

前回の地方創生人材派遣制度というものは、地方創生の町長の意欲が強いところ、また、人口5万人以下のところというような形での新たな制度として設けられたものでございますが、派遣の手法につきましては割愛ということにはなっておりました。

今回、国土交通省から岬町の公務員になるために人事交流を行うものではございますけれども、その場合、一般的な手続きとして、従前から割愛ということになっております。

割愛退職されても、岬町から退職金をお支払いするというのではなく、岬町で勤務した期間をそのまま国のほうに継続されて計算されていくという制度でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 移転料についてお尋ねをいたします。

必要なものでありますから、今回、追加をして改定を行うということは妥当なことだと思いますけれども、参考までにお尋ねしたいのは、今回、提案をされているのは、移転料は路程、どれぐらいの

距離の引越しになるかということで、その距離に応じて定額ということで提案をされているわけ  
あります。

これは実費であるとか、また、例えばこの金額を上限にとか、そういった柔軟な対応の仕方につ  
いてはご検討にならなかったのか、参考までにお尋ねしたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

移転料につきましては、別表第3にありますとおり、路程距離に応じて定額という形での定め方  
になっております。

この件について、実費等の検討をされたのかということでございますが、本来、国との人事交流を  
する中で、国との旅費の規定と合わせ準拠させていくということが妥当と考えましたので、今回、国  
に準拠するような形での条例改正の内容とさせていただいたところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決しま  
す。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○道工晴久議長 日程第4、追加議案第47号「副町長の選任について同意を求める件」を議題としま  
す。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第4、追加議案第47号、副町長の選任について同意を求める件についてご説明を申  
上げます。

提案理由は、本町の地方創生事業の推進を図るため、松田康博氏を選任したく、地方自治法第16  
2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

平成27年7月1日に地方創生に積極的に取り組む地方自治体を支援する地方創生人材支援制度に

より内閣府から種村副町長の派遣をいただきました。

その就任以来、種村副町長は卓越した発想と豊富な経験、国の幅広い人脈をフルに活用し、岬町の地方創生事業を全力で牽引し、本町の活性化に尽力され、この6月末で2年間の派遣期間を終えて国土交通省へ復帰されることとなります。

本町の地域活性化、地方創生事業の推進に関する本町を取り巻く状況は、この4月に第二阪和国道の全線開通と連動した道の駅みさきの開設を終え、本年度中に岬海岸連絡線の着工等も予定され、道路部分に関しては一定のめどが立ってまいりました。

しかしながら、海の道としての深日港洲本港間の航路再生、みなとオアシスみさきの積極的な活用など、まだまだ正念場を迎えます。

特に、航路再生についてはよいよ6月25日から3カ月間の社会実験運航が始まります。この機会に船旅を楽しむ方々を掘り起こし、大阪湾南周りの新しい人の流れをつくるという大きな山場を迎えております。

新たな試みにチャレンジするときには、さまざまな関係部局との調整連携が必要であります。その事業が大きくなればなるほど困難も多く、国や大阪府との迅速な連絡調整、連携強化が必要不可欠でございます。

本町では、これまでも大阪府から職員を理事として派遣していただき、航路再生分野でも大阪府職員としての経験や知識、ネットワークを生かし、洲本市を初めとする関係部局との調整に日々活躍していただいているところですので、種村副町長が国に戻られても国とのつながり、きずなが途切れることなく、さらに強化し、地方創生施策を加速するために種村副町長の後任をいま一度必要と判断し、国土交通省へ派遣要請を行い、今回の副町長の選任同意の議案提案に至ったものでございます。

それでは、副町長の選任について同意を求める件の議案書をごらんください。

住所は、兵庫県明石市西明石西町1丁目13-8

氏名は、松田康博

生年月日は、昭和35年1月26日

詳細な経歴等につきましては、裏面の経歴書をご参照願います。

また、今回の松田氏の副町長としての任期につきましては、平成31年3月31日までの1年9カ月を予定しております。

なお、国の人事異動の内示が議会開催中であったため、追加議案となりましたが、何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第47号「副町長の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。ただいま選任されました副町長として就任されます松田康博君から皆様にご挨拶をしたい旨の申し出がございますので、これを許可してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

それでは、松田康博君の入場を求めます。

(松田康博氏 入場)

○松田康博氏 議会の皆様、おはようございます。

ただいま、岬町副町長に選任いただきました松田康博と申します。

第二阪和国道全線開通、道の駅みさき開業の記念すべき年に副町長に選任いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

大変、光栄に感じておりますとともに、田代町長、町職員の皆様方とともに町政の一端を担うという責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私、1980年に当時の運輸省に入省して以降、主に港湾、それと空港の分野におきまして予算管理ですとか、設計、工事発注、工事監督といった、主に社会資本のハード整備に関する業務に取り組んでまいりました。

岬町におかれましては、平成27年に大阪府下第1号となるみなとオアシスみさきが国土交通省に登録され、海辺を中心としたにぎわいの再創出を目指しておられます。

今年4月の日刊建設新聞の田代町長のインタビュー記事を拝見しましたがけれども、このみなとオアシスエリアの来訪者数、これが年間120万人に達しているとのことでした。

その記事の中で、田代町長は、これも町の若い職員がPR活動、あるいはイベント開催で頑張ってくれたおかげだということと、トップと職員と一緒に自分たちのまちをどうするかを考え、汗をかか

ないとうまくいかないというようなことをおっしゃっておられました。

皆が同じ目標に向かって努力するということは非常に大切なことであると改めて認識させられましたし、若手の職員、あるいは関係された職員の方々の頑張りに敬意を表する次第でございます。

さらに、深日港の航路復活への取り組みにつきましても、明後日の日曜日から約3カ月間の社会実験運航が始まると伺っております。

この航路復活も田代町長が提唱されている関空を拠点とした大阪湾南周り観光ルート、この構築に不可欠なものだと理解をしているところでございます。

この社会実験運航が始まる日曜日は、6回目を迎える深日港フェスティバルも開催されるわけですが、私も平成26年、平成27年の2回、隣の和歌山にございます我々の出先事務所、和歌山港湾事務所の所長時代に参加をさせていただきましたが、それ以来となりますけれども、2年ぶりに明後日参加させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岬町では、2020年を目標年度とする第4次岬町総合計画で、～豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”～を将来像に掲げ、これを実現し、人口ビジョンで定める将来目標を達成するため、岬町総合戦略に四つの基本目標を掲げておられます。

その目標の一つに、新しい人の流れをつくるというものがございます。深日港の航路復活、あるいはみなとオアシスみさき、道の駅みさきも新しい人の流れをつくるという目標達成のために大変重要な施策の一つであると考えておりますので、これまで私が培ってまいりました運輸省並びに国土交通省職員としての経験、人とのつながりなどを活用しまして田代町長が持つておられる岬町活性化に向けてのビジョン、これを具現化するためにも、町職員の皆様にご協力をいただきながら、また、議会の皆様にもご指導賜りながら進めてまいりたいと思っております。

もちろん、地域住民の方との連携も重要ですし、泉南地域、あるいは和歌山の方々とも連携を密にしながら、地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

種村副町長からは、業務の引き継ぎを行っていただきますけれども、すぐに種村副町長の働きに匹敵する成果を上げるのは難しいと感じておりますが、一生懸命誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども選任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 ありがとうございました。

岬町のためによりしくお願いを申し上げます。

(松田康博氏 退場)

---

○道工晴久議長 日程第5、議員提出議案第3号「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議について、提案者として趣旨説明を行います。

なお、案文の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議（案）

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界からの知恵を一同に集めることで解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

先日、政府において閣議了解が行われ、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした国際博覧会の開催についての書簡をBIE（博覧会国際事務局）へ提出し、立候補が行われたところである。

国際博覧会の大阪での開催は、古くから、人々の叡智により新たな技術を生み出し、文化・産業の両面から国内外をリードしてきた大阪から、世界中の人々の健康にかかわるさまざまな課題を克服し、人類の未来に向けてよりよい生活を送ることができる新しいモデルを提案することや、それを広く世界に発信するという点において、大変意義がある。

また、新たな観光や産業のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて大阪の存在感を示す絶好の機会にもなり、町民の健康増進や地域の振興にも寄与するなど、都市の活性化、町民生活の向上も期待できる。

とりわけ、本町にとっても、地域振興を初め、観光魅力の発信や産業振興、町民の健康づくりに寄与する万博は大きな効果が期待できる。

そこで、岬町議会としては、大阪での国際博覧会開催の意義に賛同するものであり、国際博覧会の誘致・実現に向け、大阪府・大阪市や経済界とともに、積極的に取り組むこととする。

以上、決議する。

平成29年6月23日

大阪府泉南郡岬町議会

よろしくご審議の上、皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

答弁は自席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 今、先ほど提案者からこの提案に対する決議案を朗読していただいたんですけども、大阪にとっては大変ありがたい、これから大阪の発展のためにいいことですが、ただお聞きしたいのは、この提案の中身についてちょっと提案者にお聞きしたいと思います。

なぜかと言いますと、私、この年になって万博が2回目迎えられるような年になってしまったんですね。1回目のときは万博開催されて、そして、本年4月1日に第二阪和国道が開通されました。

万博が開催されたときに、堺から和歌山までの期成同盟で二国を延伸するというので二国がこれだけ頓挫して、万博の恩恵があったのかなと、今、振り返って話を聞いているわけですね。

また、今回、この決議案の中身を見せていただいたんですけども、これは世界の平和と、それを求めてやっていただくのはいいんですけども、先般、政府において閣議が了解されたと、今の政府は民主主義国家でなくて結局、独裁国家に傾倒しているように私は思ってるわけです。

地方の大阪の万博に関して、中央のこの方たちが閣議をしていいと、大変迷惑な話でございます。地方を知らない者がなぜこういう閣議決定されたのかと、私は個人的には言いたいんです。

しかし、決議された方は一生懸命大阪のために、決議の提案された方は大阪のためにこれ朗読していただいたんです。

ということで、2点ほどちょっと提案したりお聞きしたいんですけども、冒頭、私が二国の問題についてこれだけ長年かかってやっと本年4月に開通された、それは万博道路と仮にも言われた道路であります。

それで、最後の後段のほうには、文書の末尾には「期待ができる」「期待ができる」とずっと書いてるんですね。当初の万博でも「期待ができる」「期待ができる」で期待してたんですけども、遅かりしですね。

ということで、今度、大阪府最南端の地方自治体の岬町について、ちょっと確認したいんですね。町民の健康づくりに寄与する万博は大きな効果が期待できると、どのような効果が期待できるのかということですね。

また、その上段にも、町民の健康増進や地域の振興に寄与するなど都市の活性化、町民生活の向上も期待できる。

大阪府最南端の一自治体にどのように期待できるのか、その中身をちょっと知りたいんですね。あんまり細かいことを言ったら失礼ですけども、私は万博は賛成です。賛成やけど、中央の連中がそういう了解を得たと、地方を知らずして何を言ってるんだということですね。

そやから、大阪は大阪で頑張って大阪府八百何十万人の府民のためにそういう万博をしてほしいという意気込みでございますので、岬町を捉まえてどうですか、大阪府最南端の自治体って、何を期待持たせてくれるかということ、えらい失礼ですけども、一つご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。



○竹原伸晃議員 この万国博覧会、万博の大阪誘致に関しましては、大阪府知事が積極的に取り組み、中央省庁を動かしたというのが現状でございます。

大阪はこれからどうなっていくのかという話になるかと。

東京ではオリンピックの誘致が成功し、東京に人材が集まっていくというところ、やはり、大阪に人材を残していくために、大阪の活力アップのために何か打って出るところはないかということで、東京オリンピックの5年後になりますが、万国博覧会が開催することによって大阪を元気にしようというのが第一の目標でございます。というように私は聞いておりますので。

また、その大阪に取り組みをすることによって企業なり、人材が東京一極集中でなしに大阪に寄ってくることで、岬町においても東京まで企業にお願いに行くより、大阪にある企業、人材を身近なものとして取り入れることができるのかな。

大阪が元気になることが岬町が元気になるという大きな議論になってくると思うんですけども、そういう観点から提案させていただいております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ありがとうございます。

知事の松井知事が中央省庁に働きかけたと、これは事実でありまして、私も把握しております。

オリンピック、5年後にはこの万博、経済的効果を期待しないと、いろんなお祭りばかりして経済的効果がゼロやったら、最初からやらなければいい話であって、そういうことをちょっと危惧しましたので。

そして、一つ提案者に要望というか、お願いしたいのは、やはり、大阪府最南端の自治体もメリットのある、そういう万博の開催型を提案者は同じ身内ですので、一つ岬町を代表して、やはり知事なり、いろんな関係省庁なり関係経済界にも一つ声を大きくして、やはり最南端の過疎化な岬町はこういうのに元気を出すためにはどのような万博開催をしていただけるのかということの知恵をまた絞っていただいて、一つ、この提案について私は反対をしております。ただ、心配している危惧を質問しただけのことであって、これは反対すべき問題じゃなしに、私は賛同する覚悟で質問させていただきました。一つ、提案者におかれましては、私の質疑に対して頭の片隅に置いていただきたいと、かように思います。もう答弁結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本決議案には、万国博覧会の具体的な会場については示されておませんが、どこを想定されているのかお聞きしたいというのが1点目であります。

それから、万国博覧会を開催することによって莫大な経費がかかってくるということが想定されるわけですが、そのことによって、府民に新たな負担が押しつけられるようなことがないのかという懸念が生じるんですけども、その点についてはどのようにお考えか提案者にお尋ねいたします。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 現在のところ、開催場所においては、大阪の港湾部にある舞洲を開発してということ聞いております。

そこのインフラ整備等々も進めていくという計画になっております。

また、2点目の質問で、負担が大阪府民にかからないかというご心配でございますが、やはり、少なからず何かしらの負担というのは検討されるのではないかとはいえます。

しかし、それ以上の効果というのを期待するものであって、経済界からのお金の流入というんですか、それも期待されることでございますから、一方的に搾取されるという感覚ではなしに、何かしらの効果を見込んでということになるかと思えます。

私が答弁させていただいているんですけども、実際、未確定なところも多くございまして、これで決定ということではないということだけ申し添えておきます。

答弁として、以上です。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただきました、今回、誘致をしようと考えておられる会場については舞洲であるということが確認されました。

もう少し具体的にお聞きをしたいと思えますけれども、その会場については、カジノを含むIRの整備予定地の建設地とお聞きしておりますけれども、その認識でいいかどうか。

それから、2点目にお答えをいただきました経済効果の問題でありますけれども、効果というのは目に見えるものばかりとは限りませんので、今、お聞きしているものとしては、具体的に財政負担であるとか、あとは一府民である町民に対する新たな負担、お金の問題をお聞きしていたわけなんですけれども、提案者は、一定の負担は考えられるけれども、それ以上の効果についても言及があったところであります。

その中で、経済界からの一定の負担ということに触れられたかなと思うんですが、そのことについてももう少しお尋ねをしたいと思えます。

万国博覧会が実際に開催されるということになりましたら、膨大な費用がかかるということは言うまでもないことでありまして、その中で会場の建設については、およそ1,250億円という金額が提示されているようでありまして、それは国等にも負担をされるということになっているようでありますけれども、そのお金の中で400億円という金額を地元経済界が負担をするようにされているようなんです。

ただ、この金額について、大阪府のアンケートが実施されてありまして、万博に参加しますかという意向を企業にアンケートとして尋ねているものがあるんですけども、参加するという意向を示している企業は18%と低い水準にとどまっているようなんですね。

その点から言いますと、経済界からの一定の負担ということについては、大きな不安があると私は思っておりますけれども、提案者についてはそのことについてどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

先ほど、提案者の答弁にあったとおり、まだまだ不透明な点も多いので、現在の時点でお答えしにくい点があるかなと思いますけれども、先ほど答弁で経済界の負担ということが言及されましたので、この点についてさらにお尋ねをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点目の再質問のIRの近接地ではないのかという問いですけれども、実はIR自体もまだ決まったものではございません。

希望するところ、手を挙げていこうということを決めているだけであって、IRの隣につくるということを想定している、計画はありますけれども、IRが隣に、万博がその隣でという計画はあるけれども、IRが決まってないし、万博もこれから誘致しようというところですので、そういう立ち位置でございます。

二つ目の質問で、府内のアンケートなり企業さんが不安ではないのかという質問でございますが、現在、私が提案させていただくのは、万博を開催するに当たって、ほかの立候補地との競争に当たって地元の理解、地元がどれだけ応援して大阪府下の自治体なり議会がどれだけ後ろを押してくれているかということを背景に、これから国際競争に勝っていこうというところでございますが、経済界が不安ではないのかと言っておられますけれども、実際に不安なところはあるとは思いますが、これが日本で、大阪で開催されるとなったら、また少し雰囲気も変わってくるのではないかと私自身は思っております。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。中原 晶君。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛同しかねる立場であります。

議員提出議案第3号、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議案に対して、賛同しかねる立場から意見を申し上げたいと思います。

私は、決議案の出だしに示されているとおり、万国博覧会が持つ産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという意義、理念そのものには大いに賛同する立場であります。

しかしながら、先ほど質疑を通じてお答えいただいたことも含めて懸念がありますので、現時点で

は賛同しかねるということを示し上げたいと思います。

先ほどの質疑を通じて、田島議員の質問にお答えになられた、岬町にとってどういった効果があるのか、何が期待できるのかという問題について、私もお聞きをしたいなと思っていたところではありますが、田島議員のほうからお聞きになり、答弁もいただいたところでもあります。

そのお答えからは、岬町にどのようなことが期待されるのか、その効果については、私は残念ながらやや具体性に欠くという印象を持ったところでもあります。

それから、会場の問題、また質問をさせていただきましたが、カジノを含むIR整備予定地の隣に計画されているということについて大きな不安を感じておりますので、賛同しかねるということでもあります。

まずは、大阪府が万博の誘致を計画している舞洲ですけれども、カジノを含む統合型リゾートのIRの事業が隣接地として計画をされております。

このことは、万博の誘致の一つの大きな狙いであると思うんですけれども、今回の計画を促進するカジノを含むIRの促進をする切り札として万博を誘致しようという、私からしますと姑息とも思える狙いがあると考えております。

舞洲でのIRの整備に向けて埋立工事の前倒しや地下鉄、JRの延伸、道路の拡幅など、関連事業だけでも1,000億円を超えるとされておりますけれども、IRの構想だけで巨大開発を進めるならば府民の批判をまともに受けることになるために万博の誘致を表明することで、この批判をかわそうとする狙いがあると私は考えております。

それから、このカジノを含むIRに隣接をする万博の会場、その立地の問題であります。

昨年の11月に読売新聞が行った世論調査がございまして、そこでは、大阪府と大阪市が万博会場の予定地の近くにカジノを含む統合型リゾートを誘致することを検討しています。こうした施設を誘致することに賛成ですか、反対ですかという世論調査を行っておりまして、その答えに、反対と答えた人は過半数の52%、賛成を20%近く上回っておりました。

その影響もあってか、万博の開催そのものへ反対や答えないという回答がおよそ4割を占めており、府民の合意が得られているとは考えられません。

言うまでもなく、カジノなどのギャンブルは刑法185条及び186条で禁じられている賭博であります。

過去の最高裁の判例では、賭博を処罰する根拠として、賭博が諸国民をして怠惰、浪費の弊風を生ぜしめること。

また、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の微風を害すること。暴行、脅迫、殺傷、強窃盗、その他の副次的犯罪を誘発すること。

国民経済の機能に重大な障害を与える恐れがあることを挙げております。

カジノは、大阪府が掲げている成長戦略どころか、庶民には何の財も生み出さず、社会的荒廃を招くのは明白であり、万博の理念とは全く相入れないものであります。

この万博の会場がカジノが計画されている場所として隣接する土地に建設されることはふさわしくありません。

もちろん、先ほど質問の中で答弁者がお答えになった、決まったことではないということではありますが、計画をされていることは確かでありますので、この不安はぬぐい去れないものであると考えるものであります。

さらに加えて、この舞洲という場所なのですが、地盤に大きな問題があると考えているところであります。

近い将来、南海トラフ地震が起こる可能性が大きいと報道されているもとで大地震、大津波により大きな被害を受けるおそれのある舞洲に半年にわたって大勢の人を集中させようとする計画は余りにも危険であり、無謀であると言わざるを得ません。

また、この舞洲は産業廃棄物を受け入れながら埋め立てを進めていることから、土壌汚染が懸念をされており、万博のテーマとされている健康や長寿への挑戦という精神とは矛盾するものであると言わざるを得ません。

財政負担の問題についても、先ほど質問をさせていただきました。提案者は、希望的観測を示されたところであります。もちろん、提案者がおっしゃるような結果につながっていけばいいとも思いますけれども、実際に住民負担につながるようなことになりかねないことから、それも大きな不安材料と言えると考えるものであります。

かつて、バブル経済のもと、大阪湾の夢洲、咲洲、舞洲でゼネコン浪費型の巨大開発事業を進めてきた大阪湾ベイエリア開発計画がございました。バブルの崩壊とともに破綻をし、大阪府、大阪市は大きな財政負担を背負うこととなったのであります。

このことに対する真剣な検証と総括も行わないまま、今回、また再び巨大開発を進めるとするならば、さらに破綻を重ねることになりかねないばかりか、府民に新たな負担を押しつけることにもなりかねません。

また、大阪府が行っている住民サービスの負担等への縮減も大いに懸念されるところであります。

したがって、万博の誘致開催に当たって、舞洲と計画されているようでありますけれども、この会場を舞洲と計画することやIRの隣接、IRの計画とは切り離して考えるべきであると考えてるものであります。

また、かかる経費についても必要最小限の予算で最大限の効果が得られる別の候補地を選定し、誘致を行うべきではないかと考える立場でありますので、初めに申し上げたとおり、万国博覧会開催の意義には大いに賛同するものの、本決議案には賛成できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に賛成の方、ございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で討論を終わります。

これより、議員提出議案第3号、「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議の件を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時52分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年6月23日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 和 田 勝 弘

議 員 松 尾 匡